新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第 86 号
令和８年11月４日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

告　　示

852　農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（地域農政推進課）
853　地域森林計画の変更の案の縦覧（治山課）
854　地域森林計画の変更の案の縦覧（治山課）
855　地域森林計画の変更の案の縦覧（治山課）
856　地域森林計画の変更の案の縦覧（治山課）
857　道路の区域変更（道路管理課）

公　　告

大規模小売店舗の届出事項の変更（地域産業振興課）
公聴会の開催の中止（都市政策課）

教育委員会公告

令和９年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒の入学者選考について（義務教育課）
令和９年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒募集について（義務教育課）

告　　示

◎新潟県告示第852号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第１項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があった。

令和８年11月４日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
阿賀野市宮下字上谷地341番１	田	1,036
阿賀野市宮下字上谷地342番１	田	1,001
阿賀野市宮下字道下397番	田	1,016
阿賀野市宮下字道下398番	田	1,024
阿賀野市宮下字道下408番	田	1,021
阿賀野市宮下字道下409番	田	1,030
阿賀野市宮下字道下411番	田	1,027
阿賀野市宮下字道下413番	田	1,021
阿賀野市宮下字家ノ下587番	田	1,022
阿賀野市宮下字家ノ下588番	田	1,019
阿賀野市宮下字家ノ下589番	田	1,019
阿賀野市宮下字家ノ下590番	田	1,023
阿賀野市宮下字家ノ下591番	田	1,018
阿賀野市宮下字家ノ下606番	田	1,032
阿賀野市宮島字道下４番	田	158

阿賀野市宮島字道下７番	田	323
阿賀野市宮島字道下22番	田	1,028
阿賀野市宮島字道下23番	田	1,032

２　申請に係る農地の利用の状況

・　土地所有者は死亡し、配偶者及び子３名は相続放棄。

・　所有者死亡前から、近隣農業者（借受予定者）が耕作をしており（契約期間：平成28年12月～令和８年11月)、引き続き稲の栽培を行う計画であるため県の裁定を希望している。

・　相続者がいないことから、裁定が行われないと今後遊休化の恐れがある。

３　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

水稲栽培

４　申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第８条第２項第１号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

地域計画に位置付けられた農地であり、農地中間管理権を取得する農地の基準に適合する。

５　希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和９年４月	５年	167,585円

６　意見書の提出

(1) 意見書の記載事項

ア　意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ　意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ　意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ　意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ　意見の趣旨及びその理由

カ　その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和８年11月18日

(3) 提出先

〒950－8570　新潟市中央区新光町４番地１

新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第853号

森林法（昭和26年法律第249号）第６条第１項の規定により、下越森林計画区の地域森林計画（令和７年１月21日新潟県告示第42号）の変更の案を新潟県農林水産部治山課ウェブサイトにおいて令和８年11月４日から令和８年11月27日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

令和８年11月４日

新潟県知事　　花　角　　英　世

◎新潟県告示第854号

森林法（昭和26年法律第249号）第６条第１項の規定により、中越森林計画区の地域森林計画（令和５年１月13日新潟県告示第29号）の変更の案を新潟県農林水産部治山課ウェブサイトにおいて令和８年11月４日から令和８年11月27日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

令和８年11月４日

新潟県知事　　花　角　　英　世

◎新潟県告示第855号

森林法（昭和26年法律第249号）第６条第１項の規定により、上越森林計画区の地域森林計画（令和８年１月16日新潟県告示第25号）の変更の案を新潟県農林水産部治山課ウェブサイトにおいて令和８年11月４日から令和８年11月27日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

令和８年11月４日

新潟県知事　　花　角　　英　世

◎新潟県告示第856号

森林法（昭和26年法律第249号）第６条第１項の規定により、佐渡森林計画区の地域森林計画（令和６年１月12日新潟県告示第21号）の変更の案を新潟県農林水産部治山課ウェブサイトにおいて令和８年11月４日から令和８年11月27日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

令和８年11月４日

新潟県知事　　花　角　　英　世

◎新潟県告示第857号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和８年11月４日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　道路の種類　一般国道

２　路　線　名　291号

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
長岡市小国町七日町字城ノ沢1261番１から	新	9.4 ～77.0メートル	375.7メートル
同市小国町七日町字城ノ沢1274番１まで	旧	9.4 ～77.0メートル	375.7メートル

公　　告

大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和８年11月４日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　クスリのアオキ東原町店

所在地　柏崎市東原町17番地２

設置者　株式会社クスリのアオキ

２　変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前）良食生活舘柏崎店
（変更後）クスリのアオキ東原町店
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社スポット　代表取締役　黒井　英恭　新潟県長岡市新産三丁目６番地12
（変更後）株式会社クスリのアオキ　代表取締役　青木　宏憲　石川県白山市松本町2512番地
３　変更年月日
(1) 令和８年９月１日
(2) 令和８年９月１日
４　変更理由
名称及び小売業者の変更のため
５　届出年月日
令和８年９月９日
６　縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
（なお、柏崎市商業観光課でも閲覧ができます。）
７　縦覧期間
令和８年11月４日から令和９年３月４日まで
８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課　小規模企業支援係
電　　話　025－280－5235
Ｅメ ー ル　ngt050100@pref.niigata.lg.jp

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第５条の規定により、上越都市計画道路の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

令和８年11月４日
新　潟　県
代表者　新潟県知事　　花　角　　英　世

１　中止となる公聴会の日時
令和８年11月10日（火）　午後７時から
２　中止となる公聴会の開催場所
上越市役所木田第一庁舎４階402・403会議室
（新潟県上越市木田１丁目１番３号）

教育委員会公告

令和９年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒の入学者選考について（公告）

令和９年４月県立特別支援学校の幼稚部及び高等部に入学の幼児・生徒の選考を次により行う。

令和８年11月４日
新潟県教育委員会　　教育長　　太　田　勇　二

１　募集幼児・生徒数　　11月４日付け県報で公告
２　出願資格
幼稚部及び高等部に入学を出願することができる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の３の表に規定する程度で、次に掲げる者とする。
(1) 特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）及び聾学校幼稚部
ア　令和３年４月２日から令和６年４月１日までの間に生まれた者
(2) 特別支援学校高等部（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱）全日制の課程
ア　普通学級を希望する者は、令和９年３月に特別支援学校の中学部及び中学校を卒業する見込みの者又は卒業した者
イ　重複障害学級を希望する者は、令和９年３月に特別支援学校の中学部重複障害学級を卒業する見込みの

者又は卒業した者

ウ　訪問教育学級を希望する者は、令和９年３月に特別支援学校の中学部訪問教育学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

エ　学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者

オ　上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

(3) 特別支援学校高等部（知的障害：職業、普通、重複障害、訪問教育学級）全日制の課程

ア　職業学級を希望する者

(ｱ) 令和９年３月に特別支援学校中学部（知的障害）及び中学校の特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）を卒業する見込みの者又は卒業した者

(ｲ) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

(ｳ) 将来一般就労等を目指す者

(ｴ) 公共交通機関等を利用して、自力通学が可能な者

イ　普通学級を希望する者

(ｱ) 令和９年３月に特別支援学校中学部（知的障害）及び中学校の特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）を卒業する見込みの者又は卒業した者

(ｲ) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

ウ　重複障害学級を希望する者

(ｱ) 令和９年３月に特別支援学校中学部（知的障害）の重複障害学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

(ｲ) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

エ　訪問教育学級を希望する者

(ｱ) 令和９年３月に特別支援学校中学部（知的障害）の訪問教育学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

(ｲ) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

３　出願

出願は、一人に付き１校１学科（新潟県公立特別支援学校高等部及び新潟県公立高等学校を含む。）新潟県立学校ウェブ出願システム（以下、「ウェブ出願システム」）を使用

４　出願手続、面接及び合格者の発表

(1) 出願及び出願に必要な書類の受付期間

令和９年１月８日（金）から１月15日（金）までに、ウェブ出願システムから出願する。出願に必要な書類は紙面で出願先の学校（総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については各事務局校）に提出する。なお、受付時間は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時までとする。

(2) 出願に必要な書類

調査書、健康診断書、在籍校長の推薦書（知的障害：職業学級）、出願先の学校で必要とするもの。

(3) 出願状況の公表

出願を締切り後、出願先の学校（総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については各事務局校）で発表する。

(4) 志願変更

在籍（出身）学校はウェブ出願システムにおいて、令和９年１月18日（月）から１月22日（金）までに、志願変更の手続きを行う。

(5) 面接の期日

令和９年１月29日（金）

(6) 合格者の発表

令和９年２月８日（月）までに行う。

(7) 出願の受付、面接及び合格者の発表は、出願先の学校（総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については各事務局校）で行う。

５　欠員補充による２次募集

選考終了後、幼稚部各学級及び高等部普通学級の定員に欠員が生じた場合に実施する。なお、２次募集の実施については、令和９年２月24日（水）に県教育委員会が発表する。

(1) 出願資格、出願及び出願手続

ア　１次募集の際と同様に、ウェブ出願システムに出願情報を登録し、出願に必要な書類を紙面で提出する。総

合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については、２次募集の実施校に直接出願する。

イ　いずれの特別支援学校高等部又は高等学校（公立、私立）にも合格していない者とする。

なお、「いずれの各学校にも合格していない者」には、特別支援学校高等部又は高等学校（県内外、公立、私立を問わない）への入学を辞退した者は含まれない。

(2) 出願及び出願に必要な書類の受付期間

令和９年３月２日（火）から３月８日（月）までに、ウェブ出願システムから出願する。出願に必要な書類は紙面で出願先の学校に提出する。なお、受付時間は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時までとする。

(3) 面接の期日

令和９年３月10日（水）

(4) 結果の発表

令和９年３月11日（木）に各学校で行う。

６　その他

(1) 校長は、選考終了後保護者の転勤等正当な事由で入学を希望する者があった場合、当該者が幼稚部教育又は高等部教育を受けることができると判断され、原則として学校の定員に余裕があるときは、入学を許可することができる。

(2) 特別支援学校高等部（知的障害：普通・重複障害学級）において、学区内に高等部が複数ある場合は、通学の利便性及び自力通学の可否を考慮して入学者を選考する。

(3) 入学者募集要項の実施細目については、校長が定める。

(4) 入学募集の詳細については、新潟県教育委員会が定める「令和９年度新潟県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）幼稚部入学者募集要項」及び「令和９年度新潟県立特別支援学校高等部入学者募集要項」による。

令和９年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒募集について（公告）

令和９年４月県立特別支援学校の幼稚部の３歳児・４歳児・５歳児及び高等部の第１学年に入学の生徒を次により募集する。

令和８年11月４日

新潟県教育委員会　　教育長　　太　田　勇　二

１　幼稚部募集（視覚障害・聴覚障害）

No.	県立学校の名称	障害種別	位置	募集学級			募集定員
1	新潟県立新潟よつば学園	視覚障害	新潟市	３歳児	４歳児	５歳児	若干人
		聴覚障害	新潟市	３歳児	４歳児	５歳児	若干人
2	新潟県立長岡聾学校	聴覚障害	長岡市	３歳児	４歳児	５歳児	若干人
	新潟県立長岡聾学校 高田分校	聴覚障害	上越市	３歳児	４歳児	５歳児	若干人

２　高等部募集（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱）

No.	県立学校の名称	障害種別	位置	課程等	学科	募集学級	募集定員
1	新潟県立よつば学園	視覚障害	新潟市	全日制の課程	普通	普通１学級	８人
						重複	若干人
					保健理療	１学級	８人
				専攻科	理療	１学級	８人
		聴覚障害	新潟市	全日制の課程	普通	普通１学級	８人
						重複	若干人
2	新潟県立長岡聾学校	聴覚障害	長岡市	全日制の課程	産業技術	普通１学級	８人
						重複	若干人
				専攻科	産業	１学級	８人
3	新潟県立 東新潟特別支援学校	肢体不自由	新潟市	全日制の課程	普通	普通１学級	８人
						重複	若干人
						訪問	若干人
4	新潟県立	肢体不自由	新潟市	全日制	普通	重複	若干人

	はまぐみ特別支援学校			の課程		訪問	若干人
5	新潟県立 上越特別支援学校	肢体不自由	上越市	全日制 の課程	普通	普通１学級	８人
						重複	若干人
						訪問	若干人
6	新潟県立 県央特別支援学校※	病弱	燕市	全日制 の課程	普通	普通１学級	８人
						重複	若干人
						訪問	若干人
7	新潟県立 柏崎特別支援学校	病弱	柏崎市	全日制 の課程	普通	普通２学級	16人
						重複	若干人
						訪問	若干人

※令和９年３月31日までは、県立吉田特別支援学校

3　高等部募集（知的障害：職業学級）

No.	県立学校の名称	障害種別	位置	課程等	学科	募集学級	募集定員
1	新潟県立 江南高等特別支援学校	知的障害	新潟市	全日制 の課程	普通	職業２学級	20人
2	新潟県立 西蒲高等特別支援学校	知的障害	新潟市	全日制 の課程	普通	職業１学級	10人
3	新潟県立 吉川高等特別支援学校	知的障害	上越市	全日制 の課程	普通	職業１学級	10人
4	新潟県立 県央特別支援学校※	知的障害	燕市	全日制 の課程	普通	職業１学級	10人

※令和９年３月31日までは、県立月ヶ岡特別支援学校

4　高等部募集（知的障害：普通・重複・訪問学級）

No.	県立学校の名称	障害種別	位置	課程等	学科	募集学級	募集定員
1	新潟県立新潟よつば学園	知的障害	新潟市	全日制 の課程	普通	普通２学級	20人
2	新潟県立長岡聾学校	知的障害	長岡市	全日制 の課程	普通	普通１学級	10人
3	新潟県立 江南高等特別支援学校	知的障害	新潟市	全日制 の課程	普通	普通４学級	40人
						重複	若干人
	新潟県立 江南高等特別支援学校 川岸分校	知的障害	新潟市	全日制 の課程	普通	普通２学級	20人
4	新潟県立 西蒲高等特別支援学校	知的障害	新潟市	全日制 の課程	普通	普通５学級	50人
						重複	若干人
5	新潟県立 川西高等特別支援学校	知的障害	十日町市	全日制 の課程	普通	普通２学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人
6	新潟県立 吉川高等特別支援学校	知的障害	上越市	全日制 の課程	普通	普通１学級	10人
7	新潟県立 村上特別支援学校	知的障害	村上市	全日制 の課程	普通	普通２学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人
8	新潟県立 新発田竹俣特別支援学校	知的障害	新発田市	全日制 の課程	普通	普通３学級	30人
	新潟県立 新発田竹俣特別支援学校 いじみの分校	知的障害	新発田市	全日制 の課程	普通	重複	若干人
						訪問	若干人
9	新潟県立 駒林特別支援学校	知的障害	阿賀野市	全日制 の課程	普通	普通１学級	10人
						重複	若干人
						訪問	若干人
10	新潟県立	知的障害	五泉市	全日制	普通	普通２学級	20人

	五泉特別支援学校 村松分校			の課程		重複	若干人
						訪問	若干人
11	新潟県立 県央特別支援学校	知的障害	燕市	全日制 の課程	普通	普通２学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人
12	新潟県立 月ヶ岡特別支援学校	知的障害	三条市	全日制 の課程	普通	普通３学級	30人
						重複	若干人
						訪問	若干人
	新潟県立 月ヶ岡特別支援学校 見附分校	知的障害	見附市	全日制 の課程	普通	普通２学級	20人
13	新潟県立 小出特別支援学校	知的障害	魚沼市	全日制 の課程	普通	普通１学級	10人
						重複	若干人
						訪問	若干人
14	新潟県立 はまなす特別支援学校	知的障害	柏崎市	全日制 の課程	普通	普通２学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人
15	新潟県立 高田特別支援学校	知的障害	上越市	全日制 の課程	普通	普通２学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人
	新潟県立 高田特別支援学校 白嶺分校	知的障害	糸魚川市	全日制 の課程	普通	普通１学級	10人
						重複	若干人
						訪問	若干人
16	新潟県立 上越特別支援学校 有恒学舎	知的障害	上越市	全日制 の課程	普通	普通１学級	10人
17	新潟県立 佐渡特別支援学校	知的障害	佐渡市	全日制 の課程	普通	普通１学級	10人
						重複	若干人
						訪問	若干人

※　表中の「重複」「訪問」とは、それぞれ「重複障害学級」「訪問教育学級」のことである。